

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において個人番号を利用する事務を追加し、庁内における特定個人情報の利用範囲を拡大する。

2 庁内における個人番号利用事務追加及び特定個人情報の利用範囲の拡大

区長部局において、個人番号を利用することができる事務として、次に掲げる事務を追加し、利用することができる特定個人情報（自ら保有するものに限り。）を定める。

事 務	特定個人情報
・墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報 又は中国残留邦人等支援給付等関係情報

3 施行期日

公布の日

4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について

概要

区内に在住する小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具（「便器」外17品目）を給付する。給付を受けた者は負担能力に応じて費用の一部又は全部を負担し、区は給付を受けた者の支払額を控除した額を負担する。

根拠法令

ア 墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

イ 東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

ウ 小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（厚生労働省）

特定財源

東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金（補助率1/2）

制度の見直し

上記 イ及びウの一部改正（令和2年4月1日付け）により、本区においても本事業における「徴収基準月額」に係る世帯階層区分の認定を区市町村民税等の課税の有無により行うこととし、課税状況を把握する必要があるため、条例改正を行うこととする。